

広域化等支援方針に係るこれまでの検討状況等について

(h22.12.15 第1回福島県市町村国保広域化等連携会議 資料)

1 根拠法等

- (1) 国民健康保険法改正（平成22年5月）により、「都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針（広域化等支援方針）を定めることができる。」、「都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聞かなければならない」等の規定が新設された。
- (2) 同時に厚労省保険局長から、同支援方針の策定検討に資するため「広域化等支援方針策定要領」（策定要領）が示された。

2 背景等

- (1) 後期高齢者医療制度の廃止に伴う新たな高齢者医療制度の検討における方向性
 - ①働く高齢者とその家族を除き、市町村が保険者である国民健康保険（以下「市町村国保」）の被保険者とする。
 - ②市町村国保は小規模保険者が多い、低所得者が多いという構造的問題を抱え厳しい財政運営が続いており、さらに医療費が高額な高齢者を受け入れるには、都道府県単位化して安定した財政基盤とする必要がある。
 - ③当面75歳以上分の財政運営については74歳以下分と区分して都道府県と市町村の共同運営とし、平成30年度から全年齢を対象として都道府県単位の財政運営とする。
- (2) 都道府県単位化の必要性等（厚労省説明）
 - ①市町村間の保険料格差や医療費格差があり、都道府県単位化で縮小が可能。
 - ②小規模保険者は医療費の増嵩等により財政が不安定になりがちだが、都道府県単位化でより安定した財政運営が可能。
 - ③医療サービスはおおむね都道府県の範囲で提供されており、医療計画、健康増進計画、医療費適正化計画等も都道府県単位で策定済みで整合性を保てる。
- (3) 広域化等支援方針策定のねらい等（厚労省説明）
 - ①市町村国保の構造的問題、保険料の格差等の解消が各種財政調整、市町村合併等による対応では不十分な現状を改善する、将来地域保険として一元的な運用を図る等の観点から、都道府県単位化に至る環境整備である。
 - ②市町村の意見を十分に聴いて、できるものから取り組んでほしい。
 - ③県調整交付金をインセンティブや激変緩和措置として活用してほしい。
 - ④平成22年度に国調整交付金の国保税徴収率に応じた減額措置の適用除外を受けるには、保険者規模別の目標収納率とその達成度に応じた助言（又は県調整交付金による支援）を定めることが必要であり、さらに平成22年12月までの策定が条件。

3 第1回連携会議までの検討等の経過

(1) ワーキンググループ（連携会議下部組織）による検討

- ① 12市町村の実務担当者、県国民健康保険団体連合会及び県国民健康保険課をメンバーに、6月～8月に4回開催した。
- ② 策定要領を参考として、本県における支援方針策定の必要性、時期、盛り込むべき具体的な取り組み等について検討中。
- ③ 「中間とりまとめ」をまとめた。

(2) 6月定例県議会において「広域化等支援方針について、連携会議の設置などにより市町村等と十分連携し、目標収納率や保険料算定の標準化等の諸項目について、現状と課題の分析や構造的課題の改善効果に関する調査を行う中で、市町村の意見を十分聴きながら検討」する旨保健福祉部長が答弁。

(3) 市町村意向調査（9月）

全保険者に対し、ワーキンググループの「中間とりまとめ」について、賛否等の意見を求めた。

(4) 市町村課長会議等での意見交換

市町村国民健康保険主管課長会議（3回）、県国民健康保険連合会部会（市町村国保担当課長）等で意見交換を行った。

(5) 福島県市町村国保広域化等連携会議における意見交換等（10月）

4 第2回連携会議までの検討等の経過

(1) ワーキンググループによる再検討（h22.11.2）

市町村意向調査及び第1回連携会議での意見を踏まえて再検討を行い、最終とりまとめを行った。

① 収納率目標については、県目標を89%に設定し、平成21年度の現年度分収納実績を踏まえて、4段階の規模別目標収納率（85.76%～98.20%）を設定する。

② 保険財政共同安定化事業については、慎重な対応を求める市町村からの意見を踏まえ、継続検討とした。

③ ウ) その他、所要の修正を行った。

(2) 国保主管課長部会における意見交換（h22.11.16）

国保連合会主催の主管課長部会において、最終とりまとめについて意見交換を行った。

(3) 「福島県市町村国保広域化等支援方針（仮称）（素案）」の作成と市町村長意見照会

最終とりまとめを元に、県として方針を策定すべく素案を作成し、12月3日付けで市町村長あてに法定の意見照会を行うとともに、報道機関に情報提供を行った。

(4) 11月定例県議会一般質問（h22.12.7）において、方針策定の背景、ねらい、方針策定により市町村国保がどのように変わるのか及び方針策定の効果について部長が答弁。

5 今後の予定

- (1) 市町村長意見照会結果及び連携会議等の意見を踏まえ年末までに方針策定の最終判断（決定）
- (2) 厚生労働省に方針策定を報告
- (3) 方針策定を公表（ホームページ）